



和歌山市公報

令和5年（2023年）4月3日
第1748号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
28	和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	3
29	和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	3
30	和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	4
31	和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則	5

【告示】

138	包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所	5
139	包括外部監査契約を締結する相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧	6
140	電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料及び諸収入金に係る指定納付受託者の指定	6
141	元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定	6
142	元気わかやま市応援寄附金の収納事務委託	7
143	固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録	7
144	市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料及び和歌山市若竹学級利用料に係る指定納付受託者の指定	8
145	市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料及び和歌山市若竹学級利用料の収納事務委託	8
146	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し及び個人住民税の課税・非課税証明書の交付手数料の収納事務委託	9
147	戸籍住民基本台帳業務における証明書等の交付に係る手数料等の収納事務委託	9
148	令和5年度一般廃棄物処理実施計画	10
149	犬、猫等の死体処理手数料の徴収事務委託	18
150	和歌山市夜間・休日応急診療センターにおける証明書等発行に係る手数料の徴収事務委託	19
151	和歌山市西庄ふれあいの郷ハーブ園内ハーブ販売料金の徴収事務委託	19
152	和歌山市西庄ふれあいの郷ゲートゴルフ場使用料の徴収事務委託	19
153	和歌山市ふれ愛センター使用料の徴収事務委託	20
154	茶室紅松庵の点出し料の徴収事務委託	20
155	雑賀崎漁港内の駐車場及びプレジャーボート等係留施設の使用料の徴収事務委託	20
156	田ノ浦漁港内の駐車場の使用料の徴収事務委託	21

157	和歌山市地域汚水処理施設使用料の徴収事務委託	（河川港湾課）	21
158	和歌山市営和歌山駅西口広場駐車場及び和歌山市営和歌山市駅前広場駐車場の使用料の徴収事務委託	（道路管理課）	22
159	和歌山市営住宅及び共同施設の使用料徴収事務委託	（住宅第1課）	22
160	和歌山市営中央駐車場、和歌山市営北駐車場並びに和歌山市営けやき大通り地下駐車場及び自転車等駐車場の使用料の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	22
161	和歌山市営城北公園地下駐車場の使用料の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	23
162	和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場及び和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場の使用料の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	23
163	和歌山市営市駅前自転車駐車場の駐車料金の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	23
164	和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場の駐車料金の徴収事務委託	（まちなみ景観課）	24
165	和歌山市開発行為等に関する条例別表第5に規定する市長が告示する道路（平成25年告示第1号）の一部改正	（都市計画課）	24
166	和歌山市、那賀消防組合、海南市、及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約の変更	（指令課）	24
167	和歌山市立青少年国際交流センターの使用料の徴収事務委託	（青少年課）	25
168	和歌山市民図書館の使用料及び手数料の徴収事務委託	（読書活動推進課）	25
169	令和5年度の和歌山市公報の購読料	（総務課）	26
170	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	（自治振興課）	26

【 公 告 】

○	令和5年度ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種の実施	（保健対策課）	26
○	令和5年度麻疹及び風しんの予防接種の実施	（保健対策課）	27
○	令和5年度日本脳炎の予防接種の実施	（保健対策課）	28
○	令和5年度結核の予防接種の実施	（保健対策課）	28
○	令和5年度H i b感染症の予防接種の実施	（保健対策課）	29
○	令和5年度小児の肺炎球菌感染症の予防接種の実施	（保健対策課）	29
○	令和5年度ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の実施	（保健対策課）	30
○	令和5年度水痘の予防接種の実施	（保健対策課）	31
○	令和5年度B型肝炎の予防接種の実施	（保健対策課）	31
○	令和5年度ロタウイルス感染症の予防接種の実施	（保健対策課）	32
○	令和5年度インフルエンザの予防接種の実施	（保健対策課）	32
○	令和5年度高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の実施	（保健対策課）	33
○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	33

【 農業委員会規程 】

2	和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程	（農業委員会事務局）	34
---	----------------------------	------------	----

【 農業委員会告示 】

3	農地法の規定による別段の面積（令和2年和歌山市農業委員会告示第1号）の廃止	（農業委員会事務局）	34
---	---------------------------------------	------------	----

【 企業局告示 】

15	水道料金及び下水道使用料の収納事務委託（銀行分）	（企業総務課）	34
16	水道料金及び下水道使用料の収納事務委託（コンビニエンスストア分）	（企業総務課）	35

【 企業局公告 】

○ 令和 5 年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 36

【 消防局訓令 】

6 和歌山市消防吏員服装規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（消防総務課） 36

【 規 則 】

和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 28 号

和歌山市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市企業立地促進条例施行規則（平成 29 年規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「に規定する I T 等サービス業又は同号イ」を「及びイに規定する事業（以下「I T 等サービス業」という。）又は同号ウ」に改める。

第 4 条第 4 号ア中「、小分類 7 1 1—自然科学研究所、小分類 7 2 6—デザイン業、小分類 7 4 3—機械設計業及び細分類 9 2 9 4—コールセンター業に係る事業（以下「I T 等サービス業」という。）」を「に係る事業」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 日本標準産業分類に掲げる小分類 7 1 1—自然科学研究所、小分類 7 2 6—デザイン業、小分類 7 4 3—機械設計業及び細分類 9 2 9 4—コールセンター業に係る事業（以下「特定専門サービス業」という。）

第 7 条第 1 項第 7 号中「3 人（」の次に「特定専門サービス業に係る事業の指定の申請の場合においては 5 人。ただし、」を加える。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（他の補助金等に関する交付との調整）

第 17 条 奨励金の交付は、和歌山市補助金等交付規則（平成 2 年規則第 27 号）に基づく補助金等の交付を受けることができた場合における交付の対象事業については、行わない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる指定の申請について適用し、同日前にされた指定の申請については、なお従前の例による。

（令和 5 年 4 月 1 日揭示済）

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 29 号

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

和歌山市消防吏員服制規則（昭和 42 年規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表バンドの項中

「

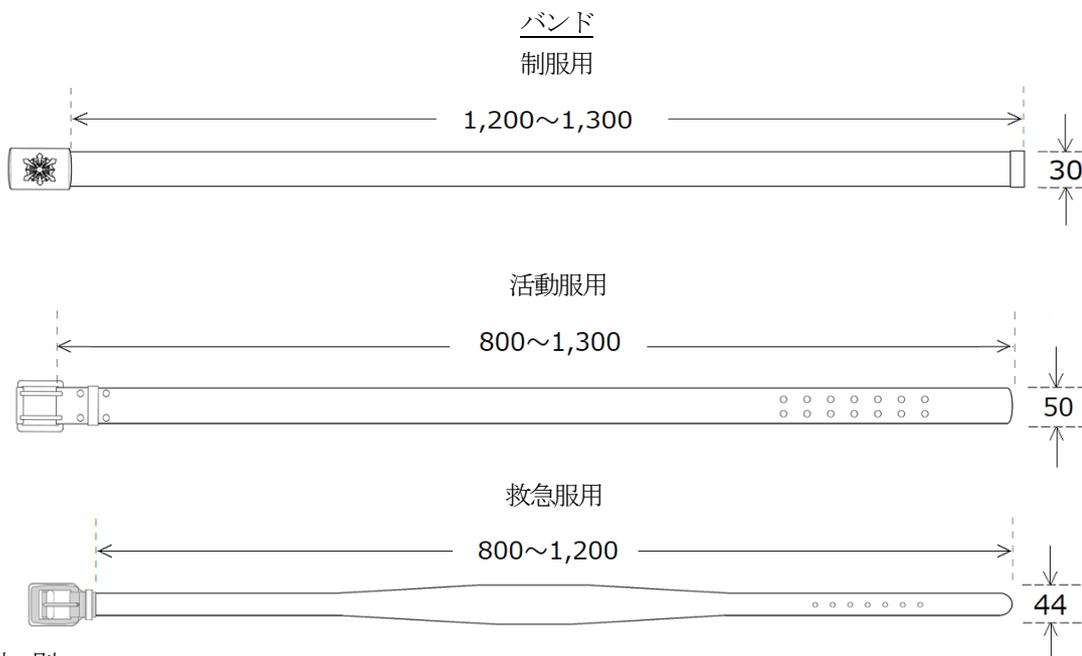
救急隊用	白色の合成繊維とし、締金具の中央には消防章を付ける。 形状及び寸法は、制服用と同様とする。
------	--

を

」

救急服用	白色の人工皮革とし、締金具を取り付ける。 形状及び寸法は、図 1 のとおりとする。	に改める。
------	--	-------

別表図 1 バンドの部を次のように改める。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市消防吏員服制規則の規定により定められている服制については、なお従前の例による。

(和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部改正)

3 和歌山市消防吏員被服等貸与規則（平成 7 年規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 救急隊用バンドの項、別表第 2 救急隊用バンドの項、別表第 4 救急隊用バンドの項及び別表第 5 救急隊用バンドの項中「救急隊用バンド」を「救急服用バンド」に改める。

(和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この規則の施行の際、現に改正前の和歌山市消防吏員被服等貸与規則（以下「旧規則」という。）の規定により貸与されている被服等は、改正後の和歌山市消防吏員被服等貸与規則（以下「新規則」という。）の規定により貸与された被服等とみなす。この場合において、貸与とみなされた被服の貸与期間の計算については、旧規則の規定により貸与した期間を新規則の規定により貸与した期間とみなす。

(令和 5 年 4 月 1 日 揭示済)

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第 3 0 号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成 1 8 年規則第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「1 7 1, 6 5 0 円」を「1 7 2, 5 5 0 円」に、「7 5, 2 9 0 円」を「7 7, 8 9 0 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8 5, 7 8 0 円」を「8 6, 2 8 0 円」に、「3 7, 6 0 0 円」を「3 8, 9 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。
(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第31号

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則
和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則（平成20年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年度」を「令和5年度」に、「0.986」を「1.000」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年4月1日揭示済)

【 告 示 】

和歌山市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大川幸一
住所 （登載省略）
- 2 包括外部監査契約の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、契約の範囲内で前払いをすることができる。
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、執務費用及び実費の額を合算した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。
執務費用及び実費についてはそれぞれ次に定めるところにより算定し、その総額は9,920,000円を上限とする。
(1) 執務費用
ア 外部監査人執務費用 外部監査人が当該監査に執務した日数に108,000円を乗じて得た額とする。
イ 外部監査人補助者執務費用 外部監査人補助者が当該監査に執務した日数に、当該外部監査人補助者が外部監査人となる資格を有する者である場合にあっては102,000円、会計士補その他監査を実施するために必要な資格を有する者である場合にあっては100,000円を乗じて得た額とする。
(2) 実費
ア 旅費 外部監査人及び外部監査人補助者が当該監査のために出張したときの当該出張に要した費用を和

歌山市職員等旅費支給条例（昭和 2 8 年条例第 1 4 号）の例により算定した額とする。

イ 関係人出頭旅費 外部監査人が当該監査のために関係人の出頭を求めたときの当該出頭に要した費用を和歌山市職員等旅費支給条例の例により算定した額とする。

ウ 諸費用 （2）のア及びイのほか、外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査に要した費用として和歌山市と協議して算定した額とする。

（令和 5 年 4 月 1 日 掲示済）

和歌山市告示第 1 3 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 9 の 2 5 第 2 項の規定により包括外部監査契約を締結する相手方の資格を証する書面又はその写し（以下「外部監査人の資格を証する書面」という。）を一般の閲覧に供するので、和歌山市外部監査契約の相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成 1 1 年規則第 1 4 号）第 3 条の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

1 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 5 年 1 2 月 2 9 日から令和 6 年 1 月 3 日までの日は除く。）

2 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する場所

和歌山市七番丁 2 3 番地 和歌山市総務局総務部行政経営課

3 外部監査人の資格を証する書面を閲覧に供する時間

午前 9 時から午後 5 時まで

（令和 5 年 4 月 1 日 掲示済）

和歌山市告示第 1 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷 2 丁目 2 4 番 1 2 号

株式会社トラストバンク

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

電子申請システムを利用した手続に関する使用料、手数料及び諸収入金

3 指定をした日

令和 5 年 4 月 1 日

4 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

（令和 5 年 4 月 1 日 掲示済）

和歌山市告示第 1 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
株式会社トラストバンク
 - (2) 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
 - (3) 東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
SBペイメントサービス株式会社
 - (4) 東京都千代田区紀尾井町1-3
PayPay株式会社
 - (5) 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
 - (6) 東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階
株式会社アイモバイル
 - (7) 東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
元気わかやま市応援寄附金
 - 3 指定をした日
令和5年4月1日
 - 4 指定の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第142号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第5号に基づき、寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託者
 - (1) 東京都中央区京橋2丁目2番1号
株式会社さとふる
 - (2) 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号
株式会社ぐるなび
- 2 委託した事務の範囲
元気わかやま市応援寄附金の収納
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収方法
現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第143号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので公示します。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第 1 4 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
P a y P a y 株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料及び和歌山市若竹学級利用料の収納
- 3 指定をした日
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

（令和 5 年 4 月 1 日掲示済）

和歌山市告示第 1 4 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 1 5 8 条の 2 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 4 条、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 4 条の 2 並びに国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2 に基づき、使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項（第 1 5 8 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 3 3 条第 1 項、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 4 5 条の 7 第 1 項及び国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託者
 - (1) 和歌山市中之島 2 2 4 0 番地
紀陽情報システム株式会社
代表取締役 向井守寿
 - (2) 東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
地銀ネットワークサービス株式会社
代表取締役社長 長谷川芳完
 - (3) 収納事務取扱コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスを提供する会社
(1 4 社)

株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 2 号
ウェルネット株式会社	東京都港区虎ノ門 1 丁目 3 番 1 号 東京虎ノ門グローバルスクエア 1 4 階

ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

- 2 委託した事務の範囲
市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民健康保険料及び和歌山市若竹学級利用料の収納
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収方法
現金及びプリペイド方式（前払式支払手段）による電子決済サービス

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第146号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託先
東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋章夫
- 2 委託した事務の範囲
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し及び個人住民税の課税・非課税証明書の交付手数料の収納事務
- 3 委託した期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 収納の方法
現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第147号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、戸籍住民基本台帳業務における証明書等の交付に係る手数料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託先
和歌山市榎原74-1
株式会社グローバー
代表取締役 新田井淳次
- 2 委託した事務の範囲
次に掲げる書類の手数料等の収納事務

区分	交付書類
----	------

戸籍関係証明	全部・個人事項証明書、戸籍謄抄本、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、身分証明書、戸籍・除籍の附票、戸籍届出の受理証明書及び記載事項証明書
住民票関係証明	住民票の写し、除票の写し、記載事項証明及び広域交付住民票
各種証明書	不在籍・不在住証明書、独身証明書、年齢証明書、埋火葬証明書、戸籍英訳証明書その他の行政証明書
印鑑証明書	印鑑登録証明書
年金現況届証明	年金現況届証明
火葬業務関係	火葬場使用許可書及び待合室使用許可書

3 委託した期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 収納の方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第148号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画のうち令和5年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 ごみ

(1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み

ア 発生量の見込み 110,606トン

イ 処理量の見込み 110,412トン（発生量の見込みから資源集団回収量の見込みを除いた量）

内、家庭系処理量の見込み 75,922トン

内、事業系処理量の見込み 34,490トン

(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ア 総合ごみ情報誌やホームページ、市ごみ情報サイト「リリクルネット」等を活用したごみ減量等に関する情報提供及びごみ減量推進キャラクター「リリクル（着ぐるみ）」を使った各種イベント等への積極的な参加による啓発活動の実施

イ 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、自治会、婦人会等の各種団体を対象とした焼却施設の見学会や出前講座による啓発活動の実施

ウ 情報が伝わりにくい単身世帯、若年層世帯や自治会未加入世帯への情報提供、啓発活動の実施

エ 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する廃棄物の減量推進及び適正な循環的利用に関する指導及び啓発の実施

オ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度及び一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度による排出者の管理徹底

カ 食材を残さず使いきる、残さず食べきれぬ料理のレシピ等の情報提供

キ 生ごみに含まれる水分を削減するため、具体的でわかりやすく、誰もが取り組める方法を提供

ク 小売店で提供されるプラスチック製品を断るなど、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制に関する啓発活動を実施

ケ 資源として、かん、びん、紙、布、ペットボトル、小型家電等及び蛍光管等の分別収集の実施

コ 青岸ストックヤードを活用した資源回収の実施

サ 優先度が高い2R（リデュース・リユース）を意識したライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発

- シ スーパーマーケットなどで行っている「店頭拠点回収」の情報提供の充実と利用推進
- ス 和歌山市ごみ減量推進員制度を活用したごみの減量化及び資源化の推進並びに和歌山市ごみ減量推進員との連携及び協働
- セ 多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物の減量計画書の作成提出指導
- ソ 家庭のごみ置場へ排出している事業者に対する適正処理指導
- タ 事業系古紙類の資源化推進
- チ 事業系一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の受入規制

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別の区分		一般廃棄物の種類（例示）	
一般ごみ		台所ごみ	調理くず、固化等の処理をした廃食用油等
		再生することができない紙	ティッシュ、油紙、紙コップ、汚れが付着している紙、感熱紙、写真等
		プラスチック類全般	プラスチック製のおもちゃ、CD類、ナイロン製品、梱包に使っている発泡スチロール等 (プラスチック製容器包装を含む。ただし、ペットボトル及び白色トレイ(発泡スチロール製食品用トレイ)を除く。)
		木製品類、革製品類、ゴム製品類	革製バッグ、くつ・シューズ、ホース(50センチメートル以下に限る。)、木片等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
		汚れている衣類	下着、作業着等
		その他	ぬいぐるみ、草や木の枝、白熱電球、LEDランプ、割れた蛍光管等
資源	かん	かん類	飲料用かん、スプレーかん、缶詰かん、油かん等
		金属類	なべ(ホーロー製を除く。)、やかん、フライパン、包丁、フォーク、ナイフ、はさみ、魚焼きの網等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
	びん	びん類	飲料用びん、調味料びん、化粧びん等
	紙	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・本・雑がみ、ダンボール、紙パック等
	布	古繊維類	シャツ、シーツ、タオル、ダウンジャケット等(汚れているものを除く。)
	ペットボトル	飲料、しょうゆ及び酒類の容器のうちポリエチレンテレフタレート製のもの	ペットボトルの識別表示マークの表示のついた飲料・しょうゆ・酒類のペットボトル
	小型家電等	小型家電等	一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器、除湿機及び排出禁止物に該当するもの並びに1人で持ち運ぶことができないものを除く。)及びその付属品(電池、蛍光管、電球及び燃料を除く。)
	蛍光管等	蛍光管等	蛍光管(割れたものを除く。)、乾電池、ボタン電池等
	白色トレイ	白色トレイ	発泡スチロール製食品用トレイ

粗大ごみ	家具類、寝具類、 楽器・遊具類（小 型家電等は除く。 ）等で1辺の長さ が30センチメー トルを超えるもの	机、椅子、ダンス、ベッド、鏡台、戸棚、ふとん、毛布、じゅうたん、カーテン、オルガン、琴、ドラム、自転車、三輪車、乳母車、足踏みミシン、編み機、ガスレンジ、傘、マッサージチェア等 (排出禁止物に該当するものを除く。)
------	--	--

備考

1 白色トレイ（発泡スチロール製食品用トレイ）は、分別し回収協力店に排出すること。

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ア 市、市民及び事業者の責務

市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進並びに一般廃棄物の適正な処理を図るために必要な施策を実施するものとする。 ・市は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。 ・市民は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ・事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。 ・事業者は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

イ 一般廃棄物の種類別の収集回数及び処理を実施する者

家庭系一般廃棄物

分別の区分		収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ		週2回	市直営 民間委託	市直営	焼却	熱回収 埋立て
資源	かん	月2回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	びん	月2回	市直営 民間委託	民間委託	選別・破碎	資源化
	紙	月2回又は3回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	布	月2回又は3回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	ペットボトル	月2回又は3回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮 ・破碎	資源化
	小型家電等	年2回	市直営	市直営 民間委託	選別・破碎	資源化
	蛍光管等	年2回	市直営	民間委託	選別・破碎	資源化
	白色トレイ	随時	拠点回収 (民間)	民間事業者	民間事業者 のルートに よる資源化	資源化

粗大ごみ	随時	民間委託	市直営 民間委託	選別・破碎 ・焼却	資源化 熱回収 埋立て
------	----	------	-------------	--------------	-------------------

備考

- 1 年末年始の収集については、収集日を振り替える場合がある。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

事業系一般廃棄物（市に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	週 2 回	民間委託 (許可業者)	市直営	焼却	熱回収 埋立て

備考

- 1 条例第 14 条に規定された多量排出事業者を除く。
- 2 市外の一般廃棄物や産業廃棄物（かん、びん、ペットボトル等の再生利用品を含む。）は収集しない。
- 3 年始の 1 月 1 日から 1 月 3 日までの収集については行わない。
- 4 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

事業系一般廃棄物（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	許可業者による	許可業者	市直営	焼却	熱回収 埋立て
粗大ごみ	許可業者による	許可業者	市直営 許可業者	選別・破碎 ・焼却	資源化 熱回収 埋立て

備考

- 1 一般ごみの収集回数は、原則週 2 回以上とする。ただし、1 か月の排出量が 100 キログラム以下で腐敗・悪臭等、生活環境の保全に支障が生じる恐れのないものであれば、収集回数は週 2 回以下とすることができる。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

動物（ペット等）の死体

	収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
動物（ペット等）	随時	民間委託	民間委託	焼却	埋立て

ウ 一般廃棄物の種類別の排出方

家庭系一般廃棄物

分別の区分	排出方法	排出場所等	排出時間
一般ごみ	家庭用和歌山市原則 10 リットルから 15 リットルまでの容量表示のある透明又は半透明のもの指定ごみ収集袋（半透明）又はレジ袋（に限る。） 新聞・チラシ、雑誌・本、ダンボール及び紙パックの種類ごとに十字ひも掛け又は紙袋に入れて排出	所定の場所	当日の午前 8 時まで
かん			
びん			
布			
ペットボトル			
紙			

資源		雑誌は雑誌に挟む又は紙袋に入れて排出		
	小型家電等	携帯電話、パソコン等の個人情報が含まれる恐れのあるものについては、必ず個人情報を消去してから排出	地区により指定された場所	地区により指定された日時
	蛍光管等	蛍光管は、購入時の紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包み、割れないようにして排出 ボタン電池は、セロハンテープ等で絶縁して排出	地区により指定された場所	地区により指定された日時
	白色トレイ	洗浄して排出	回収協力店	随時
	粗大ごみ	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出（一回に出すことができるのは、原則 2 点から 1 5 点まで）	個別対応	当日の午前 8 時まで（収集は原則、受付日の翌週）

備考

- 紙、布は濡れると再生しにくいので、収集日が雨の時はできるだけ次回の晴れた日に排出すること。
- ペットボトルはキャップとラベルをはずして排出すること。
- スプレーかんは中身を使いきり、飲料用かんや金属類とは別の袋に入れて排出すること。
- この表において所定の場所とは、市が収集する一般ごみ及び資源（小型家電等を除く。）を排出すべき場所で、北事務所及び西事務所において一般の閲覧に供する図面に示すものをいう。
- この表において地区により指定された場所並びに日時とは、北事務所において各地区で指定されたものをいう。
- ごみ出しが困難な世帯を対象に、玄関先まで収集に向く「ふれあい収集」については、個別対応とする。（粗大ごみを除く家庭系一般廃棄物に限る。）
- 白色トレイ（発泡スチロール製食品用トレイ）は洗浄し回収協力店の回収ボックスへ排出すること。
- ボタン電池は、セロハンテープ等で絶縁し、できるだけ販売店の回収缶に排出すること。

事業系一般廃棄物（市に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	排出方法	排出場所等	排出時間
一般ごみ	事業所用和歌山市指定ごみ収集袋（黄色）	個別対応	当日の午前 8 時まで

備考

- 医療関係機関（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号。以下「政令」という。）第 1 条第 8 号。）から医療行為に関係して排出される廃棄物（以下、医療廃棄物という。）の内、感染性廃棄物は特別管理廃棄物となるため、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者に処理を委託しなければならない。
- 医療廃棄物の内、非感染性一般廃棄物は、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付したうえで排出しなければならない。
- 医療関係機関から排出される非感染性の紙おむつの取扱いは、汚物を取り除き、袋の口を密閉し臭気が外に漏れないようにし、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付すること。

事業系一般廃棄物（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	排出方法	排出場所・時間等
一般ごみ	事業所用和歌山市指定ごみ収集袋（黄色）又は搬入物が確認できるよう、透明若しくは半透明袋	許可業者との契約による
粗大ごみ		許可業者との契約による

備考

- 家庭用和歌山市指定ごみ収集袋で排出しないこと。
- 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者と一般廃棄物（ごみ）収集運搬委託契約の締結を書面により行うこと。
- 多量排出事業者は一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。なお当面は、平均で1日当たり100キログラム以上、又は1月当たり3トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者を対象とする。
- 事業系粗大ごみを排出する者は、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。
- かん（金属くず）、びん（ガラスくず）、ペットボトル（廃プラスチック類）はリサイクルするか、産業廃棄物として処理すること。
- 産業廃棄物に該当しない紙（紙くず）及び布（繊維くず）などリサイクル可能なものは混入しないこと。
- 医療廃棄物の内、感染性廃棄物は特別管理廃棄物となるため、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者に処理を委託しなければならない。
- 医療廃棄物の内、非感染性一般廃棄物は一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に処理を委託することができるが、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付したうえで排出しなければならない。
- 医療関係機関から排出される非感染性の紙おむつの取扱いは、汚物を取り除き、袋の口を密閉し臭気が外に漏れないようにし、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付すること。

動物（ペット等）の死体

	排出方法	排出場所・時間等
動物（ペット等）	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出	個別対応 （収集は通常、午前の受付分は午後の収集、午後の受付分は翌日の収集）

エ 家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、動物（ペット類）の死体、小型家電等及び蛍光管等を処理施設へ自己搬入する方法

搬入できる種類	搬入先	搬入時間
家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物 （資源を除く。）	青岸ストックヤード 青岸清掃センター	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から15時30分まで
動物（ペット類）の死体	青岸エネルギーセンター	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から17時まで
小型家電等（家庭系一般廃棄物に限る。） 蛍光管等（家庭系一般廃棄物に限る。）	青岸ストックヤード 北事務所 西事務所	青岸ストックヤードは月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から15時30分まで 北事務所、西事務所は月曜日から金曜日（祝日含む。）までの9時から15時まで（事前連絡したものに限り。）

備考

- 1 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守すること。
- 2 剪定枝等は直径8センチメートル以下、長さ1メートル以下のサイズに限る。
- 3 家庭から出る瓦、陶磁器、ガラス、がれき類を所有者が自己搬入する場合は、1日一回とし、おおむね100キログラム以下の場合に限る。
- 4 家庭から出る廃材等を所有者が自己搬入する場合は、1日一回とし、直径8センチメートル以下、長さ1メートル以下のサイズで、おおむね100キログラム以下の場合に限る。
- 5 たたみを搬入する場合は、1日一回とし、枚数は6枚以下（半畳たたみも1枚）とする。
- 6 長尺物（ロール状、ひも状）等の搬入は、縦横1メートル以下に切断したものとする。
- 7 健全な廃棄物処理を実現するため、搬入物の展開検査及び搬入物の発生場所の確認を行う場合がある。
- 8 年末年始の搬入日や臨時的搬入停止は、別途広報する。

オ 排出禁止物の例示及びその処理方法

排出禁止物	品目（例示）	処理の方法
有害性、危険性又は引火性のある物	ガスボンベ、エアボンベ、他ボンベ類、消火器、ペンキ・シンナー、機械油類（オイル等）、灯油・ガソリン、水銀血圧計、その他危険物（農薬、劇薬、毒物等）、注射針等	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
著しく悪臭を発する物	多量の汚物、汚泥等	
容積又は重量の著しく大きい物	ドラム缶、パレット、木うす・石うす、シャッター類、サンドバッグ、焼却炉、モーター類、ポンプ類、コンプレッサー等	
適正処理困難物（条例第13条第1項に基づき市長が指定する適正処理困難物）	石膏ボード・耐火ボード・断熱材・その他アスベスト（石綿）が含有されているもの	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
	塩化ビニル管	
市長が生活環境の保全上特に適正な処理が必要と認める物及び市の廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認める物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する特別管理一般廃棄物	排出者が自ら処理し、又は特別管理産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
	室外給湯器、ボイラー、温水器（電気式、太陽熱式、灯油式等）、システムキッチン、ソーラーシステム屋根、太陽光設備、発電機、電動車椅子、ピアノ（電子ピアノを除く。）、塩化ビニル製品類、風呂釜・浴槽、タイヤ（一輪車・自転車を除く。）、門柱・門扉、パチンコ・パチスロ台、耐火金庫、マネキン（全身）、レジスター、タイムカードリーダー、FRP船体、耕運機・農業機械類・農業用ビニール等、バッテリー（自動車・二輪車用等、ポータブル電源等）、アスファルト、テーブル型ゲーム機、電動マージャン台、エンジン類及びこれらの付帯した物、除湿器（コンプレッサー式）、その他コンプレッサーの付帯した物等	

カ 法令等により再生利用等が義務付けられているもの及び事業者等により自主回収等が行われているものとその処理方法

品目	処理の方法
----	-------

自動車（二輪車を除く。部品含む。）	排出者が販売店、専門業者等に処理を依頼する。
原動機付自転車及び自動二輪車（部品含む。）	排出者が指定引取窓口、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
特定家庭用機器	排出者は、再商品化等に必要な費用を負担し、以下の方法で処理する。 ・小売業者等に引取りを依頼する。 ・自ら指定引取場所まで運搬する。 ・市に収集を依頼する。
ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	
テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの）	
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 電気洗濯機及び衣類乾燥機	
小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び小型シール鉛蓄電池）	排出者が販売店等に設置された小型充電式電池リサイクルBOXに入れる。
パーソナルコンピュータ	排出者が製造業者又は一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を申し込む。 （平成15年10月1日以降のPCリサイクルマークが貼られているものに限る。）
携帯電話、スマートフォン、タブレット	排出者がモバイル・リサイクル・ネットワークに参加している販売店に回収を申し込む。

備考 小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池に限る。）、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン及びタブレットについては、小型家電等として排出することもできる。

キ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一時多量ごみの適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものとする。

ク 一般廃棄物処分業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物で、市において処理（再生利用等）することが困難であるものとする。

ケ その他

(ア) 一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物は、木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずとする。

(イ) 在宅医療廃棄物は、排出者が必要に応じ医療機関等と連携し、適正に処理しなければならない。

(ウ) 一般廃棄物処理業許可業者への適正処理に関する指導育成。

(エ) 家庭系一時多量ごみ（臨時粗大ごみ、引越ごみなどの一時的に多量に出たごみ等）を排出する者は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する若しくは、青岸ストックヤードへ自己搬入する。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する場合、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。

(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理すべき一般廃棄物の動向（廃棄物の性状及び量）及び各処理施設の耐用年数を考慮し、効率的かつ計画的な施設整備を検討

(6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守してもらうため、市民及び事業者に広く周知徹底

- イ 一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物である木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずの資源化の研究及び見直し
- ウ 条例第 15 条の 2 で禁止された資源の収集又は運搬を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による意識啓発
- エ 不法投棄を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による啓発を行い、不法投棄ボランティア及び警察との協力体制の構築
- オ 清潔で美しいまちづくりを目指し、まちなかを中心とした巡回清掃を実施
- カ 和歌山市災害廃棄物処理計画の実行性を保つための継続的な見直し、国・県、周辺市町村との広域的な連携及び民間事業者との協力体制の構築
- キ 海岸漂着ごみについて、海岸管理者等からの要望など必要に応じて回収や廃棄物処理施設での受入など協力を努める
- ク ごみ処理に関する広域的な連携を図り、将来の共通施策・共同施策の実施に向けた研究など、より広域的な取組を検討

2 し尿

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等に限る。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み
 - ア 発生量の見込み 170,927 キロリットル
 - イ 処理量の見込み 170,927 キロリットル
- (2) 一般廃棄物の環境負荷の低減及び生活雑排水の排出の抑制のための方策に関する事項
 - ア 公共下水道の普及
 - イ 集落排水処理施設への接続促進
 - ウ 合併処理浄化槽の設置促進
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
なし
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者への適正処理に関する指導育成
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
なし
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
なし

（令和 5 年 4 月 1 日 揭示済）

和歌山市告示第 149 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託者
 - 住所 和歌山県和歌山市中之島 1681 番-302 号
 - 氏名 アイテック・和歌山県ヘルス工業特定委託業務共同企業体
 - 代表構成員 アイテック株式会社和歌山支店 支店長 東元一夫
- 2 委託した事務の範囲
犬、猫等の死体処理手数料の徴収
- 3 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収方法
現金

(令和 5 年 4 月 1 日 掲示済)

和歌山市告示第 150 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市吹上 5 丁目 2 番 15 号

氏名 公益社団法人 和歌山市夜間・休日急患対策協会
会長 永井尚子

2 委託した事務の範囲

和歌山市夜間・休日応急診療センターにおける証明書等発行に係る手数料の徴収

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 徴収方法

現金

(令和 5 年 4 月 1 日 掲示済)

和歌山市告示第 151 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市八番丁 4 番地

氏名 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
理事長 山下直樹

2 委託した事務の範囲

和歌山市西庄ふれあいの郷ゲートゴルフ場使用料の徴収

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 徴収方法

現金

(令和 5 年 4 月 1 日 掲示済)

和歌山市告示第 152 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市八番丁 4 番地

氏名 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター
理事長 山下直樹

2 委託した事務の範囲

和歌山市西庄ふれあいの郷ハーブ園内ハーブ販売料金の徴収

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第153号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市小人町29番地

氏名 社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会 会長 森田昌伸

2 委託した事務の範囲

和歌山市ふれ愛センター使用料の徴収

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第154号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市一番丁3番地

氏名 紅松庵運営委員会

会長 檜畑直尚

2 委託した事務の範囲

茶室紅松庵の点出し料の徴収

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

- (1) 住所 和歌山市雑賀崎1162番地先
- (2) 氏名 雑賀崎漁業協同組合
代表理事組合長 濱田光男
- 2 委託した事務の範囲
雑賀崎漁港内の駐車場及びプレジャーボート等係留施設の使用料の徴収
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収方法
現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第156号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託者
 - (1) 住所 和歌山市田野367番地の4地先
 - (2) 氏名 和歌山北漁業協同組合
代表理事組合長 北村之秀
- 2 委託した事務の範囲
田ノ浦漁港内の駐車場の使用料の徴収
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収方法
現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託者
 - 住所 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
 - 氏名 第一環境株式会社 関西支店
関西支店長 長瀬大祐
- 2 委託した事務の範囲
和歌山市地域污水处理施設使用料徴収業務
 - (1) 窓口業務
 - (2) 調定・収納業務
 - (3) 滞納整理業務
 - (4) その他必要と認める業務
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市西汀丁36番地

氏名 公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団

理事長 宮田真吾

2 委託した事務の範囲

和歌山市営和歌山駅西口広場駐車場及び和歌山市営和歌山駅前広場駐車場の使用料の徴収

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第159号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市十三番丁30番地

氏名 和歌山県住宅供給公社

理事長 下 宏

2 委託した事務の範囲

和歌山市営住宅及び共同施設の使用料徴収

3 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市新通2丁目10番1

氏名 大揚興業株式会社

代表取締役 村田弘至

2 委託する事務の範囲

- (1) 和歌山市営中央駐車場の使用料の徴収
- (2) 和歌山市営北駐車場の使用料の徴収
- (3) 和歌山市営けやき大通り地下駐車場及び自転車等駐車場の使用料の徴収

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第161号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市汐見町3丁目34番地

氏名 富士警備保障株式会社

代表取締役 正木家成

2 委託する事務の範囲

和歌山市営城北公園地下駐車場の使用料の徴収

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 和歌山市新通2丁目10番1

氏名 大揚興業株式会社

代表取締役 村田弘至

2 委託する事務の範囲

- (1) 和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場の駐車料金の徴収
- (2) 和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場の駐車料金の徴収

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第163号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託者
住所 和歌山市中島 5 2 6 番地 1 0 1 号
氏名 有限会社ジェイイーエス
代表取締役 南方文也
- 2 委託する事務の範囲
和歌山市営市駅前自転車駐車場の駐車料金の徴収
- 3 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- 4 徴収方法
現金

（令和 5 年 4 月 1 日 掲示済）

和歌山市告示第 164 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 受託者
住所 和歌山市汐見町 3 丁目 3 4 番地
氏名 富士警備保障株式会社
代表取締役 正木家成
- 2 委託する事務の範囲
和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場の駐車料金の徴収
- 3 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- 4 徴収方法
現金

（令和 5 年 4 月 1 日 掲示済）

和歌山市告示第 165 号

和歌山市開発行為等に関する条例別表第 5 に規定する市長が告示する道路（平成 25 年告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

本則中「都市計画道路松島本渡線と神前吉礼線の接続部」を「都市計画道路松島本渡線と神前吉礼線の交差点」に改め、「紀の川市境までの区間に限る。）の供用開始区間」の次に「、都市計画道路松島本渡線（都市計画道路松島本渡線と三田 7 2 号線の交差点から都市計画道路松島本渡線と都市計画道路南港山東線の接続部までの区間に限る。）の供用開始区間、都市計画道路南港山東線（都市計画道路松島本渡線と都市計画道路南港山東線の交差点から都市計画道路南港山東線と出島広見橋線の交差点までの区間に限る。）の供用開始区間」を加える。

（令和 5 年 4 月 1 日 掲示済）

和歌山市告示第 166 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 の規定により、和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会規約（平成 25 年 10 月 7 日制定）の変更を行ったので、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

題名を次のように改める。

和歌山広域消防通信指令事務協議会規約

第 2 条中「和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会」を「和歌山広域消防通信指令事務協議会」に改める。

第 3 条及び第 4 条中「海南市」の次に「、有田市」を加える。

第 6 条中「3 人」を「4 人」に、「8 人」を「10 人」に改める。

第 7 条第 2 項中「海南市消防長」の次に「、有田市消防長」を加える。

第 14 条第 2 項中「海南市」の次に「、有田市」を加え、同条第 3 項中「海南市長」の次に「、有田市長」を加える。

第 15 条第 3 項中「海南市」の次に「、有田市」を加える。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、有田市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行することについて和歌山市、那賀消防組合、海南市、有田市及び紀美野町の協議が整った日に施行する。

（令和 5 年 4 月 1 日掲示済）

和歌山市告示第 167 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

加太まちづくりグループ（代表団体）加太まちづくり株式会社

住所 和歌山市加太 1067 番地

氏名 代表取締役 藤井 夫

2 委託する事務の範囲

和歌山市立青少年国際交流センターの使用料の徴収

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 徴収方法

現金

（令和 5 年 4 月 1 日掲示済）

和歌山市告示第 168 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、公金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

1 受託者

住所 大阪府枚方市岡東町 12 番 2 号

氏名 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

代表取締役社長兼COO 高橋誉則

2 委託した事務の範囲

和歌山市民図書館の使用料及び手数料の徴収

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収方法

現金

(令和5年4月1日揭示済)

和歌山市告示第169号

和歌山市公報発行規則（昭和25年規則第11号）第6条第2項の規定により令和5年度の和歌山市公報の購読料を次のとおり告示する。

令和5年4月3日

和歌山市長 尾花正啓

1ページ当たり2円

(令和5年4月3日揭示済)

和歌山市告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月3日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
井ノ口自治会	代表者の氏名及び住所	根来 聡 和歌山市井ノ口216	梅本光一 和歌山市井ノ口181-2	令和5年4月1日

(令和5年4月3日揭示済)

【 公 告 】

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第9条から第11条までの規定に基づき、令和5年度ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和5年4月1日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

(1) 第1期

生後2月から生後90月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第2期

11歳以上13歳未満の者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第3条第2項に規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 接種不適当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和 5 年 4 月 1 日揭示済)

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 12 条、第 13 条及び附則第 5 条の規定に基づき、令和 5 年度麻疹及び風しんの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

(1) 第 1 期

生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第 2 期

5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 第 5 期

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性。ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(4) 政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所

和歌山市個別予防接種承諾医療機関。ただし、第 5 期については集合契約締結医療機関を含む。

(2) 実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 接種不適当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 妊娠していることが明らかな者

(6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金
無料

(令和 5 年 4 月 1 日 揭示済)

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 14 条、第 15 条、附則第 2 条及び附則第 3 条の規定に基づき、令和 5 年度日本脳炎の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

(1) 第 1 期

生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 第 2 期

9 歳以上 13 歳未満の者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(3) 政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定める者とされる者

(4) 予防接種実施規則附則第 3 条に基づく平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で 20 歳未満の者であって、日本脳炎の予防接種のうち 4 回の接種を受けていない者。ただし、当該疾患にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 接種不適当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金
無料

(令和 5 年 4 月 1 日 揭示済)

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 16 条の規定に基づき、令和 5 年度結核の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

(1) 生後 1 歳に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 予防接種法施行令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定めるものとされる者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 接種不適合者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和 5 年 4 月 1 日揭示済)

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 17 条の規定に基づき、令和 5 年度 Hib 感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市保健所

所長 笠松 美 恵

1 対象者

(1) 生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。

(2) 政令第 3 条第 2 項の規定により特定疾病に係る法第 5 条第 1 項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 接種不適合者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和 5 年 4 月 1 日揭示済)

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項及び予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 18 条の規定に基づき、令和 5 年度小児の肺炎球菌感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「政令」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 接種不適当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和5年4月1日揭示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第19条の規定に基づき、令和5年度ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和5年4月1日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 平成25年6月14日以降のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、当該定期接種を受ける機会を逸した者（平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女子）
- (3) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 接種不適当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和5年4月1日揭示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第20条の規定に基づき、令和5年度水痘の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和5年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者及びかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 政令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 接種不適当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

(令和5年4月1日揭示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第21条の規定に基づき、令和5年度B型肝炎の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和5年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 1歳に至るまでの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 予防接種法施行令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定めるものとされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 接種不適当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染するおそれのある者であって、抗H

Bs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

(6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

- 4 料金
無料

(令和5年4月1日揭示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第22条の規定に基づき、令和5年度ロタウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和5年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
(2) 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生6週0日後から32週0日後までの間にある者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
(2) 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 接種不適当者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
(2) 明らかな発熱を呈している者
(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
(5) 腸重積症の既往があることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
(6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

- 4 料金
無料

(令和5年4月1日揭示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第23条の規定に基づき、令和5年度インフルエンザの予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和5年4月1日

和歌山市保健所
所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 65歳以上の者。ただし、当該疾病にかかっている者を除く。
(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者を除く。

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関

(2) 実施期間 令和5年10月1日から令和6年1月31日まで

3 接種不適合者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1件につき1,000円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する対象者については自己負担金を免除する。

（令和5年4月1日揭示済）

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第24条の規定に基づき、令和5年度高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第5条の規定により公告する。

令和5年4月1日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

- (1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。ただし、当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者、その他厚生労働省令で定める者を除く。
- (3) 予防接種法施行令第3条第2項の規定により特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定めるものとされる者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 和歌山市個別予防接種承諾医療機関
- (2) 実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 接種不適合者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

自己負担金は、1件につき3,000円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する対象者については自己負担金を免除する。

（令和5年4月1日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定

に基づき公告する。

令和5年4月3日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西庄字荘畑508番	和歌山市太田2丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

(令和5年4月3日揭示済)

【 農業委員会規程 】

和歌山市農業委員会規程第2号

和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

和歌山市農業委員会

会長 谷河 績

和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

和歌山市農業委員会事務局処務規程（昭和45年農業委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中第17号を第18号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 個人情報ファイル簿に関すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日揭示済)

【 農業委員会告示 】

和歌山市農業委員会告示第3号

農地法の規定による別段の面積（令和2年和歌山市農業委員会告示第1号）は、廃止する。

令和5年4月1日

和歌山市農業委員会

会長 谷河 績

(令和5年4月1日揭示済)

【 企業局告示 】

和歌山市企業局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき水道料金の収納の事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき下水道使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

1 事務の範囲

水道料金及び下水道使用料の収納

2 委託の相手方

和歌山市本町 1 丁目 3 5 番地

株式会社紀陽銀行

取締役頭取 原口裕之

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(令和 5 年 4 月 1 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 1 6 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 の規定に基づき水道料金の収納の事務を、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき下水道使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 第 1 項及び地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

1 事務の範囲

水道料金及び下水道使用料の収納

2 委託の相手方

(1) 和歌山市中之島 2 2 4 0 番地

紀陽情報システム株式会社

代表取締役 向井守寿

(2) 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号

地銀ネットワークサービス株式会社

代表取締役社長 長谷川芳完

(3) 収納事務取扱コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器による決済サービスを提供する会社

(1 5 社)

株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 2 号
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 1 号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東 1 0 丁目 1 1 番地 4
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番地
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目 1 1 番 1 号
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(令和 5 年 4 月 1 日揭示済)

【 企 業 局 公 告 】

和歌山市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年条例第21号）第5条の規定に基づき、令和5年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めたので、これを公告する。

令和5年4月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

賦課対象区域

鷹匠町5丁目、湊、砂山南4丁目、関戸3丁目、新高町、西小二里1丁目、西小二里1丁目、西浜、西浜1丁目、西浜2丁目、西浜3丁目、松ヶ丘1丁目、松ヶ丘2丁目、松ヶ丘3丁目、黒田、納定、中之島、新和歌浦、和歌浦東2丁目、和歌浦東3丁目、和歌浦南2丁目、小雑賀、中島、小雑賀1丁目、小雑賀2丁目、北中島1丁目、狐島、島橋東ノ丁、島橋西ノ丁、島橋北ノ丁、紀三井寺、毛見、布引、三葛、松江、木ノ本、古屋、土入、磯の浦、西庄、つつじが丘2丁目、つつじが丘3丁目、つつじが丘6丁目、加太、今福5丁目の各一部

（令和5年4月1日揭示済）

【 消 防 局 訓 令 】**消防局訓令第6号**

和歌山市消防吏員服装規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

和歌山市消防局長 吉野楠哉

和歌山市消防吏員服装規程の一部を改正する規程

和歌山市消防吏員服装規程（平成7年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「救急隊用バンド」を「救急服用バンド」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の和歌山市消防吏員服装規程に規定する救急隊用バンドは、和歌山市消防吏員被服等貸与規則（平成7年規則第16号）の規定により救急服用バンドの貸与を受けるまでの間は、なお従前の例による。

（令和5年4月1日揭示済）